別添6 家畜市場の簡易な整備支援事業

第1 事業の内容

事業実施主体は、混住地域等に所在する家畜市場において家畜の脱走が発生した場合、円滑な市場運営に支障が生じることを踏まえ、家畜の脱走を未然に防止するため、第2の2に規定にする要件を満たす家畜市場を対象として、次に掲げる事業を行うものとする。また、第2の1に規定する取組主体が(1)の事業を行う場合には、その実施に要する経費を補助するものとする。

- (1) 家畜の脱走を未然に防止するためのつなぎ柵、外周フェンス(フェンスと一体的に設ける門扉等を含む。)その他これらに類する設備の整備及び既存施設の改造(事業実施に伴う既存設備の撤去及び導入設備の設置のための附帯工事を含む。)
- (2)(1)の事業を円滑に実施するための推進指導

第2 事業の要件

1 取組主体

取組主体は、家畜取引法(昭和 31 年法律第 123 号)第3条の登録を受け、家畜市場を開設又は運営を行う者とする。

2 事業の対象となる家畜市場

この事業の対象となる家畜市場は、家畜取引法第3条の登録を受けた者が開設又は運営する家畜市場であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1)周辺地域において、当該家畜市場を継続して利用できると認められる 数量の家畜の生産及び流通があること。
- (2) 周辺地域における畜産の安定的発展に資するものであること。
- (3)年間の取引頭数がおおむね牛換算3,500頭以上又は肉専用種の肉用子牛の取引頭数がおおむね500頭以上となることが見込まれること。

第3 事業の実施

1 事業実施要領の作成等

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。ただし、事業実施主体が第1の(1)の事業を自ら行う場合に限り、実施要領の作成を省略できるものとする。

2 事業実施計画の作成

取組主体は、事業の実施に当たっては、事業実施計画を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、取組主体から提出のあった 事業実施計画を取りまとめの上、自らの事業実施計画とともに別紙様式第 1号の肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業)実 施計画承認申請書を作成し、理事長の承認を受けるものとする。

3 都道府県知事との協議等

事業実施主体は、事業実施要領及び事業実施計画を作成した上で、当該 家畜市場の所在地を管轄する都道府県知事に協議するものとする。

なお、事業実施計画の協議に際し、都道府県知事は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

4 事業実施計画の変更

事業実施主体は、事業実施計画が承認された後、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業)実施計画変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。この場合には、3の規定を準用する。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (4) 設置場所の変更

第4 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表1に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第1の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第5 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に 定める期日までに別紙様式第3号の肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市 場の簡易な整備支援事業)補助金交付申請書(以下「補助金交付申請書」 という。)を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第4号の肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業)補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- 3 補助金の概算払
- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第5号の肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業)補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第6 事業の実績報告

事業実施主体は、別紙様式第6号の肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業)実績報告書(以下「事業実績報告書」という。)を作成し、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに理事長に提出するものとする。ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

第7 運営状況の報告

取組主体は、整備が完了した年度の翌年度から起算して5年間は、毎年 度、遅滞なく運営状況報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとす る。

事業実施主体は、取組主体から提出された運営状況報告書を取りまとめの上、当該事業により自ら整備した施設と合わせて別紙様式第7号の肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業)運営状況報告書を作成し、毎年4月30日までに理事長に提出するものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる 消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、事業実 績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等 相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなけ ればならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第8号の肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合(事業実施主体自ら及びそれぞれの取組主体の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和2年度とする。

第10 事業の推進指導等

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係機関、 関係団体等との連携、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正か つ円滑な実施を図るものとする。
- 2 都道府県は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、事業実施主体等に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

第11 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うととともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間(平成16年4月8日付け16農畜機第123号)に定められている期間においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。
- 2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

別表1

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 家畜市場の簡易な整備	ア 家畜の脱走を未然に防止するための つなぎ柵、外周フェンス(フェンスと 一体的に設ける門扉等を含む。)その他 これらに類する設備の整備に要する経 費(当該設備を整備するための既存設 備の撤去及び導入設備の設置のための 附帯工事に要する経費を含む。) ただし、施設の整備に当たっては、 別表2に定める基準事業費を補助対象 の上限とする。	1/2以内
	イ 家畜の脱走を未然に防止するための 既存施設の改造に要する経費(当該施 設を改造するための既存設備の撤去及 び導入設備の設置のための附帯工事に 要する経費を含む。) ただし、施設の改造に当たっては、 別表2に定める基準事業費を補助対象 の上限とする。	1/2以内
2 事業の推進指導	1の事業を円滑に実施するための推進指導に要する経費	定額

別表2

補助対象	基準事業費
つなぎ柵、外周フェンス(フェンスと一体的に設	80(120)千円/m
ける門扉等を含む。) その他これらに類する設備	
既存施設の改造	50(56)千円/㎡

- 注1 設備本体の設置又は改造に必要な経費とし、消費税、代行施行管理料、 製造請負管理料、実施設計費及び撤去費は含まない。
 - 2 基準事業費の括弧内は、地域の実情等やむを得ない事由により、事業を 実施するために必要であるとして、都道府県知事との協議を経て理事長が 認めた場合に適用される額である。

別紙様式第1号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業 (家畜市場の簡易な整備支援事業) 計画承認申請書

番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所団体名代表者氏名印

令和 年度において、下記のとおり肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業)を実施したいので、肉用牛経営安定対策補完事業実施 要綱別添6の第3の2の規定に基づき、承認されたく申請します。

記

別紙「令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業)実施計画」のとおり。

別紙様式第1号の別紙

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業 (家畜市場の簡易な整備支援事業) 実施計画

1 事業の概要

取組主体名 (家畜市場開設者等名)	代表者名	家畜市場の名称	家畜市場の所在地	年間の取り頭数

注 取扱頭数欄は、畜種別(成牛、子牛、成豚、子豚、その他)に記入すること。

2 事業内容及び経費

(1) 家畜市場の簡易な整備

取組主体名	実施事業		市光弗	負担	区分	備考
	時期	内容	事業費	機構補助金	その他	1佣-6
合計						

注1 備考欄には、設備等の設置場所を記入すること。

(2) 推進指導

市米はかた シルカ	実施事業		業	負担	区分		
事業実施主体名	時期	内容	事業費	機構補助金	その他	費目	積算基礎
	合計						

注1 費目欄は、会場借料、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、講師謝金、委員謝金、技術指導事務費、賃金及び事務諸費とすること。

² 設備等ごとの員数、単価、金額等の詳細は、別添に記入すること。

3 添付書類

- (1) この実施要綱第3の3の都道府県知事との協議に基づく同意書
- (2) 当該設備の図面(平面図及び立面図)及び用地内における建物(施設別)等の配置図
- (3)(2)の図面の作成が困難な設備にあっては、その構造、内容等の詳細が記されたパンフレット等
- (4) 定款
- (5) 最近時点の事業 (業務) 報告書及び事業 (業務) 計画書

1 家畜市場の簡易な整備実施計画

	既存施設の	既況		設置しよ	うとする設備	#等の内容			負担	区分
種類	長さ、面積 又は台数	構造(能力)	補助区分	種類又は 費目	長さ、面積 又は台数	構造(能力)	単価	事業費	機構補助金	その他
			補助対象			施 公(第4)	H	円	円	円
			対象			計①				
				消費税額② 小計③						
			補助対象外							
			象外		ý	計④ 肖費税額⑤				
					<u>'</u>	小計6				
				総事業費(①+④)						
				消費税額(②+⑤)						
沙· 松中:	光事)とけ 活出	北岳奴典のける	· +==	光の口がもご		(3+6) ひまび毎トなる国等の	の事業のカコを	2.10~		

注 総事業費には、補助対象経費のほか、本事業の目的を達成するために必要となる国等の事業や自己負担で整備する施設等の経費(工事費(製造請負工事費及び機械器具費を含む。)、実施設計費及び工事雑費等)を含むものとし、これを補助対象外の欄に記載すること。

2 当該家畜市場に関する地域における家畜流通の概況及び計画

(単位:頭)

区分 年度	家畜別	地域内 生産頭数	地域内 移入頭数	地域外 移出頭数	当該家畜市場 取扱頭数	備考
初年度 (年度)	成牛 子牛 うち肉専用種 交雑種 乳用種 成豚 子豚 その他 計(牛換算)					
2年度 (年度)	成牛 子牛 うち肉専用種 交雑種 乳用種 成豚 子豚 その他 計(牛換算)					
3年度 (年度)	成牛 子牛 うち肉専用種 交雑種 乳用種 成豚 子豚 その他 計 (牛換算)					

- 注1 初年度欄には、事業実施年度の翌年度の数値を記入すること。
 - 2 計画頭数については、その積算基礎となる資料(過去の取引頭数の変遷、増頭に向けた取り組み等、取引頭数の見通しの根拠となるもの)を添付すること。
 - 3 家畜別欄の計の牛換算に当たっては、牛、馬は1頭とし、豚、めん羊、山羊は0.2頭とすること。
 - 4 家畜別欄のその他については、畜種別に記入すること。

別紙様式第2号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業 (家畜市場の簡易な整備支援事業) 実施計画変更承認申請書

番号年月

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所団体名代表者氏名印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で承認のあった実施計画について、下記の事由により変更したいので承認されたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添6の第3の4の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 添付書類

注:記の2については、別紙様式第1号の別紙に準じるものとし、変更に係る部分については、変更前を括弧書きで記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業) 補助金交付申請書

> 番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所団体名代表者氏名印

令和 年度において肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業)を下記のとおり実施したいので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添6の第5の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

別添「令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業 (家畜市場の簡易な整備支援事業) 実施計画」のとおり。

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位:円)

			負担区	区分	
	区分	事業費	機構	その他	備考
			補助金	C •> [E	
1	家畜市場の簡易な整備				
2	推進指導				
	合計				

4 事業実施期間

(1)事業着手年月日年月日(2)事業完了予定年月日年月日

注:記の2については、別紙様式第1号の別紙に準じること。

別紙様式第4号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業) 補助金交付変更承認申請書

> 番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所団体名代表者氏名印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営 安定対策補完事業 (家畜市場の簡易な整備支援事業)の実施について、下記のとおり変 更したいので承認されたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添6の第5の2 の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容

別添「令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業)実施計画」のとおり。

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注1:記の2については、別紙様式第1号の別紙に準じるものとし、変更に係る部分 については、変更前を括弧書きで記載すること。

注2:記の3については、別紙様式第3号に準じるものとし、変更に係る部分については、変更前を括弧書きで記載すること。

別紙様式第5号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業)補助金概算払請求書

番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所団体名代表者氏名印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営 安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業)について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添6の第5 の3の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

	交付	決定	事業	美費遂行	状況	既概算払	今回概算	令和 年 月 日	残額
			(令和	年 月	日現在)	受領額	払請求額	迄予定出来高	
豆八	事業	機構	事業	機構	事業費	4	5	(4+5)/2	2-4-5
区分	費	補助	費	補助	出来高				
	1	金	3	金	3/1				
		2							
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
Λ =1									
合計									

注: それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 〇〇〇銀行 〇〇〇支店

預金種類 〇〇預金

口座番号

口座名義(フリガナ)

別紙様式第6号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業) 実績報告書

> 番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所団体名代表者氏名印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営 安定対策補完事業 (家畜市場の簡易な整備支援事業) について、下記のとおり実施した ので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添6の第6の規定に基づき、関係書類を 添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額

円を支払われたく請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

別紙「肉用牛経営安定対策補完事業 (家畜市場の簡易な整備支援事業) 実績報告書」のとおり。

注:別紙様式第1号の別紙に準じて作成すること。

- 3 事業に要した経費及び負担区分
 - 注:別紙様式第3号の記の3に準じて作成するものとし、事業の一部を委託して実施 した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書で記載するととも に、委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業に係る精算額

(単位:円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額	

- 5 事業実施期間
 - (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
 - (2) 事業完了年月日 令和 年 月 日
- 6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店

預金種類 〇〇預金

口座番号

口座名義(フリガナ)

別紙様式第7号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業)運営状況報告書

番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所団体名代表者氏名印

令和 年度における肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業)について、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添6の第7の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 運営状況

別紙「肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業)運営状況」のとおり。

別紙様式第7号の別紙

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業)運営状況(令和 年 月 日 現在)

施設の利用状況 (家畜の取引状況等)

(単位:頭)

				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> 十四、爽/</u>
年 次	第1年度	第2年度	***	第5年度	備考
家畜別	(令和 年度)	(令和 年度)		(令和 年度)	
肉 用 子 牛					
うち肉専用種					
交 雑 種					
乳用種					
肉 用 牛					
乳用肥育雄牛					
乳 廃					
成 牛 計					
豚					
そ の 他			***		
計 (牛換算)	()	()		()	
整備施設の管理状況					
ナ1 字玄川爛の針の出格	6/2017 11/ ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナ		, 1 17%	ひし 光 コーナル・	

注1 家畜別欄の計の牛換算に当たっては、牛、馬は1頭とし、豚、めん羊、山羊は0.2頭とすること。

² 施設・設備等が事業計画どおりに利用されていない場合には、その理由を記入すること。

³ 必要に応じ、参考となる資料を添付すること。

別紙様式第8号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業) に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

> 番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所団体名代表者氏名印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業(家畜市場の簡易な整備支援事業)補助金について、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添6の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け 農畜機第 号による補助金額の確定通知額)

金 円

2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金

4 補助金返還相当額(3-2)

金 円

注:記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)

- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

注:消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

注:記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費 税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に 規定する特定収入の割合を確認できる資料